

「新元号4月1日公表」に寄せて



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

本年1月5日付の新聞報道によれば、「安倍晋三首相は、三重県伊勢市で年頭記者会見に臨み、5月1日の新天皇即位に伴い改める新元号について「国民生活への影響を最小限に抑える観点から、先だって4月1日に発表する」と表明された。これを受けて、ここで改めて「元号」とは何か、また、何故に「西暦とは異なる新たな元号を設定するのか」といった事項等について考えてみることにしよう。

そこでまず「元号」とは何か、ということを説明しようとして、「ブリタニカ国際大百科事典」(小項目事典)を検索すると、つぎのような説明がなされていた。すなわち、「元号」とは、「年号」ともいわれ、「年につけた名前」である、と極めて簡潔に指摘されている。ところが、もしもそうであれば、何故にその「年号」に新たな「元号」を付加する必要があるのかといったことなどについて、その理由を探ろうとすれば、つぎのような「元号」設定に関わる歴史的な経緯についてのより詳細な説明がなされていた。

すなわち、「古くは王の即位から年を数えたが、一定の起算点(元)を定めて年数を数える方法が考えられ、中国、漢の武帝のときから元号が使用されはじめた」とのことである。その後、「次第に近隣の諸国でもこの方法が使用されるに至り、現在、これを使用している国は日本だけである」とのことであった。そして、「日本の元号の古いものとしては法興とか白鳳とか、いわゆる私年号(逸年号)があるが、正式に制定されたのは飛鳥時代の〈大化〉(645~650)をもって初めとされ、また、永続的に使用されるようになったのは701年の〈大宝〉からである」とのことであった。

さらにまた、改元の理由としては「祥瑞、災害をはじめ、代始、あるいは辛酉・甲子などの革命説によることがあった」といわれる。また、その用字は「中国の古典からとり、年号勘文が出され、上卿(しょうけい)の討議を経て改元の詔書によって決定された」とのこと。しかも、「一せ一元は中国では明、日本では明治以後である」とのことであった。

そして、このようなことから、「今回の改元は、天皇の逝去ではなく、あらかじめ期日が定まった退位に基づいて行われる」ものであり、また、天皇の退位は1817年の光格天皇以来、約200年ぶり」に当たるとのことである。その結果として、〈昭和〉の「元号」(1926年から1989年までの概ね64年間)を受け継いだ〈平成〉の「元号」(1989年から2019年まで

の概ね30年間)は、本年(すなわち、2019年)の4月30日で以って、その幕を閉じることになり、その改元は、新天皇の即位と同時の5月1日午前0時とすることになった、というのが冒頭の「新元号4月1日公表」の趣旨に他ならない。これを受けて、新元号が公表されることになり、それまでは不明とされているが、その新元号は〈大化〉(西暦645年)以来、248番目の元号となり、また、1979年に制定された「元号法」に基づく改元としては、〈平成〉に続いて2例目となるものである。

かかる公表日の決定を受けて、政府は新元号の選定作業を本格化させているが、その場合、〈平成〉改元の方式を踏襲して、すでに専門家数人に候補名の考案を委嘱され、複数の案を得ている、と報道されている。また、その新元号については、①国民の理想としてふさわしい良い意味を持つ②書きやすく、読みやすい③過去に使われていない—などの点に配慮されて複数の「原案」に絞り込み、有識者懇談会での意見聴取を経て最終決定される、とのことである。したがって、かかる新元号としての最終結果がどうなるのか、大いなる期待を寄せるものである。

また、新元号への移行に伴い、我々としても、それをただ単に決められたものとして受動的に受け止めるだけではなく、より一層能動的に対処するべき様々な検討課題があることも決して看過してはならないと思うのである。その具体として、「国民生活への影響を最小限に抑える」観点から、その公表日が4月1日に決定されたことに鑑み、新元号への移行がもたらす影響は、広範多岐にわたることが容易に首肯されよう。そのなかでも特に大きな影響をもたらすものとして、官民あがての情報システムの改修作業が指摘される。

また、筆者自身の経験として、長期に及ぶ歴史的な考察をしようとするれば、つねに「元号」と「西暦」との併記をしなければ、「時」(Time)の経過に伴う比較考量が非常に難しくなるということも味わった。例えば、「瀬戸大橋」を含む「本州四国連絡橋」とは、1988(昭和63)年開通の児島・坂出ルート、1998(平成10)年開通の神戸・鳴門ルート、1999(平成11)年開通の尾道・今治ルート、の整備と記して、その歴史的な意義を考察したことがある。とはいえ、「歴史」は振り返ることも重要ではあるが、新たな「元号」のもとでさらに創造していく努力にも注視すべきであろう。

平成31年度税制改正

中小企業・小規模事業者 関係のポイント

平成31年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）では、個人事業者向けの事業承継税制や中小企業の防災・減災対策を後押しする税制措置の創設、中小企業向けの設備投資税制（中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制）の延長等が行われます。

なお、詳しい情報は、中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.htm>
でご確認ください。



1

事業承継の促進

■個人版事業承継税制の創設 （相続税・贈与税）

新設

- 事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設する。

■中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた 中小企業に対する特例（法人税・法人住民税・事業税）

新設

- 将来的なM&Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、近年その数は増加傾向。
- 他方、事業承継ファンドを通じた中小機構による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。
- このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大企業保有分と評価しないこととする措置を講ずる。

2

災害への事前対策の強化

■中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る 税制措置の創設（法人税・所得税・事業税）

新設

- 自然災害が頻発する中、災害による影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題。
- 中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、特別償却（20%）を講じる。
- 事業者が作成した事前対策のための計画を、経済産業大臣が認定。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

3

中小企業・小規模事業者の設備投資活性化、 経営基盤の強化、研究開発支援

■中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長 （法人税・所得税・法人住民税・事業税）

延長・強化

- 中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするための税制として、中小企業投資促進税制、商業・サービス・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制を措置しているところ、中小企業の積極的な設備投資を後押し、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長。
- 加えて、中小企業経営強化税制については、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化するといった強化を行う。

■中小企業者等の法人税率の特例の延長 （法人税・法人住民税）

延長

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。
- 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘される中、中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税制措置の適用期限を2年間延長。

■研究開発税制の拡充（中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置の延長） （所得税・法人税・法人住民税）

延長

- 中小企業技術基盤強化税制は、試験研究費の12%に相当する額を法人税額から控除する制度（法人税額の25%が上限）。試験研究費を一定割合増加させた場合には、最大で試験研究費の17%、法人税額の35%まで控除可能となっており、この上乗せ措置を2年間延長する。

中央会だより

ベトナム視察記

香川県外国人技能実習生受入組合連絡協議会が加入する四国地区外国人技能実習生受入組合協議会は、平成30年12月12日～16日、ベトナム社会主義共和国(通称ベトナム)への視察研修を実施しました。

近年、急激にベトナム人技能実習生が増加する中、失踪者の増加などの問題も起こっており、問題の解決と優秀な技能実習生獲得の方策を話し合うことを目的に実施され、14名(うち香川県より楠井芳則協議会会長・事務局の2名)が参加しました。

ベトナムは、東南アジアのインドシナ半島東部に位置し、人口は約9,500万人です。国土は日本より少し小さい33万平方キロメートルで、南北方向に伸びて細長い形をしており、ベトナム北部の気候は亜熱帯で沖縄と同様な気温の変化があり、四季の移り変わりがありますが、南部になると四季ではなく乾季と雨季があり、気温の変化はあまりありません。

平均年齢は約28歳と働き盛りの若者が国民の大半を占めています。さらなる経済成長も見込める国であることから、世界から注目を集めています。

初日12日、羽田空港で各県の参加者が集合し、羽田空港から約6時間のフライトを経て、ベトナムの首都・ハノイ市にあるベトナム北部最大の空港ノイバイ国際空港へ到着しました。(日本との時差は2時間、以下現地時刻)。

13日午前中は、送り出し機関である「ベトゴック会社」と「MVP会社」を訪問しました。どちらの実習生もこちらが日本語で質問を投げかけると日本語でしっかりと答えてくれ、日本語水準は高いように思われました。

午後からは、ベトナム海外労働管理局を訪問し、海外労働管理局との協議を行いました。各県協議会におけるベトナム人技能実習生の受入れ動向についての発表があり、ベトナム海外労働管理局・ドンハイナン局長からは「ベトナム人技能実習生の課題は多くあるが、具体的な問題点と対策は送り出し機関と話し合いを行ってほしい。四国地域により多くのベトナム人技能実習生を受け入れてもらいたい」との話がありました。

続いて、12社の送り出し機関と今後の課題に関して、各県協議会における問題点とその解決方法の協議が行われ、活発な懇談の場となりました。

翌日は、現地の縫製工場を見学するなど今回、一生懸命日本語を学ぶベトナムの若者やベトナムの強みを活かした生産現場を見学、また、幅広い関係者と活発な意見交換・交流ができ、大変有意義な視察訪問となりました。



▲送り出し機関の視察



▲ベトナム海外労働管理局との意見交換会



▲ベトナム企業(縫製工場)の視察

FROM 青年部

平成30年度商工3団体青年部四国トップ会議に出席

2月1日、四国四県の経済3団体(商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会)の青年部役員が一堂に会する「商工3団体青年部四国トップ会議」が愛媛県松山市において開催され、本会青年部より十河会長、清田副会長が出席しました。

トップ会議に先立ち開催された会長会議では、2020年度までに3団体内での防災協定締結を目指し、今後の流れ等の確認を行い、来年度は高知県において具体的な防災協定書案について協議することに決定しました。

トップ会議では、幹事団体である愛媛県商工会青年部連合・山田宏介会長の開会挨拶、ご来賓の愛媛県・神野一仁副知事よりご挨拶を頂いた後、昨年度に引き続き、今年度も「防災」をテーマとして昨年の愛媛県での豪雨災害の状況報告や災害時の相互支援の内容について意見交換が行われ、災害時に各県各団体の強みが生かせるよう引き続き協議していくこととなりました。

その後の交流会でも、県、団体を越えた活発な交流が行われ終始和やかな雰囲気のもと盛会に終了しました。



▲会長会議



▲トップ会議



▲交流会(左より清田副会長、十河会長)

保険料率の改定について (協会けんぽ香川支部)

平成31年3月分(4月納付分)からの健康保険料率についてお知らせいたします。

10.23%
(平成31年2月分まで)



10.31%
(平成31年3月分～)

40歳～64歳の方には健康保険料率に介護保険料率(全国一律)が加わります。
(1.57%から1.73%に引き上げ)

健診の受診

ご自分の健康状態を把握するため、年に1度、健診を受診しましょう。

保健指導の活用

健診の結果で生活習慣病の発症リスクがあると分かった方は、保健師等による健康サポートを受けることができます。重症化を予防するために、保健指導を活用しましょう。

健康経営

事業所ぐるみで従業員等の健康管理・健康づくりに積極的に取り組みましょう。協会けんぽ香川支部がサポートいたします。

健康保険料率の
引き下げにつながります

協会けんぽの保険料率は医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに毎年見直されています。加入者の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



全国的な暖冬で季節商品の販売が低迷し、 売上DIが悪化

2019年1月








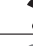
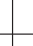
















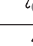


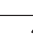








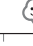







製 造 業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出荷高は、前年同月比99.3%であった。(調理食品) ● 日本冷凍食品協会での11月生産数は、昨対105%で5カ月ぶりに前年を上回った。1月～11月累計も昨対99.2%と前年に近づいた。業務用増加ルートは介護福祉50.5%、医療42.3%などで、減少ルートは学校給食24.7%、喫茶17.5%であった。家庭用増加ルートはドラッグストア50%、GMS・SM23.5%などで、減少ルートは一般食料品店41.2%、百貨店14.7%であった。(冷凍食品) ● 1月の組合員の業況は、ほぼ前年並みで推移していると推察される。当組合の1月単月の出荷状況は、売上高がやや回復しているものと観察されている。3月期決算までの2～3月の売上増加を期待したい。(醤油)
	繊維・同製品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月に入りクリアランスセールのため、店頭での販売は増加したものの昨年度よりは多少の減少が見られる。また、2019年秋冬に向けた製品もまだ実質的な進展は見られず、様子見の状況である。2018年の秋冬物は全体的には昨年度実績を下回るものと思われる。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製材工場は、県産原木の高騰により収益は低下している。プレカット工場は、操業日が少ないため忙しそうに見えるが、新築住宅の減少の影響を受けている。木材市場は、原木不足のため製品の入荷は減少気味である。原木価格も値上がりしているが、製品の荷動きが悪いため、製品価格に転嫁できていない。(製材) ● 今月は就業時間が少ないこともあり、収益も悪化した。(木材)
	印 刷 	<ul style="list-style-type: none"> ● 洋紙値上げについては、各事業所において20%以上の値上げであり、各事業所で吸収するには不可能と考えられます。今後の各事業所の動向が要注意であると思われます。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月は年末年始の休みが影響しているのか受注数が激減している。2月も現時点では受注が見込めていない状況である。(ブロック) ● 従業員の高齢化が深刻である。若手の人材を必要としているが、売り手市場の雇用関係の中では、敬遠されている産業のため、人員は確保できない。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成最後の賀詞交歓会で経済産業局から「外国人材活用について」の資料を組合員一同に頂いた。採用難が続く各社とも興味を示したところである。グローバル化は目の前にあり、活かせる制度は検討したいと考えている。(鍍金) ● 先月に引き続き建築鉄骨鋼構造物の見積件数はやや少ないが、工場の稼働率は高水準を維持している。物件としては、小型物件は少なく中型以上の物件が目立つ。各社の手持ち工事は、全体としては3～4ヶ月分であり、好調に推移している。しかし、他県から物件依頼もあるが、全ては対応できない状況にある。(建設用金属)
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の船舶受注環境は、韓国造船が国の支援を受けて安価でLNG船を受注しているため、ガス船に特化している坂出工場は、非常に不利な状況に置かれています。(造船)
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月は前月から小売販売の低下が続いたため、収益も前年同月と比べて、8%減少していました。防衛省の布団の資材が遅れていて売上にならないので、それも収益の悪化になっています。ガンリン代などの値下がりや費用が少し抑えられて、8%の減少で済んだものと思います。(綿寝具) 	
非 製 造 業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年明けより順調な出荷量に対して、街場の動きが悪く低迷した1月であった。(青果物) ● 原油価格が3週間前より上昇して、卸売価格も5円程度上昇しているが、まだ小売価格に転嫁できていない状況である。4月頃、県外安売業者が高松に出店するとの情報もあり、引き続き厳しい状況が続くと予想される。(石油) ● 超高齢化社会に突入し、自ら買い物に出かけるのが困難な高齢者が、さらに増えると予測されている。特に車社会の地方都市は、免許返納や公共交通機関の衰退で、対策が喫緊の課題である。高齢化社会に対応し、私ども家電店も商売の在り方を見直す年ではないかと考えている。(電機)
	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ● 好転に恵まれた正月であり、初売りや年始の冬物セールは好調に滑り出した。しかしながら、あまり大きな冷え込みがない気候の1月となったため、中旬以降はセールを含め、季節商品の売上は伸長しなかった。一部の高級アパレルは春・初夏物の販売に切り換え、売上を確保できるが、ほとんどの店舗では、冬物在庫を抱え苦戦している。また、年末の大きな株価の下げは、富裕層の消費意欲を削ぐことになっており、資産価値の高い宝飾貴金属、高級時計等は、12月、1月と数字が大きくダウンしている。今のところ、高級アパレルや雑貨、化粧品に大きな下げは見られないが、このまま株価の低迷が続いてしまうと多くのカテゴリーの高級品にダメージが出ることになると懸念している。インバウンド客は、相変わらず増え続けており、街のにぎわいに貢献してもらっている。ただ、一部の飲食店やドラッグストアを除いては、その需要を取り込めておらず、課題が残る。(高松市) ● 正月明けの3日には、百貨店の初売福袋を上げた人を多く見かけました。しかし、その後は、昨年と比べて暖かかったにもかかわらず人通りも少なく静かな毎日でした。当商店街東側の入口に戦後より営業していたお好焼屋が年末で廃業しました。近隣のホテルがその場所を買ったようです。今後、どのような活用計画になっているか話がまだありません。(高松市) ● 1月の業況は、過去に類を見ないほどの悲惨な状況だった。正月にカネを使った分の節約志向が、強く出ていると感じた。歳末チラシで発行した「特典シール」の店への立替え代金の支払い業務を行ったが、各店の売上は激減していると感じた。(丸亀市) ● 年明けに多忙な店は、ショッピングモールや大型スーパーくらいのもので、街中は例年通り静かな住宅街になっていた。当店としては、店内外の改装で虚勢を張って、意外性に訴えて頑張ってみよう。同様の取組の店は他にはない。その姿勢が表に出るといいが。(観音寺市)
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 正月明けで受注は減少し、売上も減少している。春休み商戦に向けた営業に傾注している。やはり、下請け等の確保が困難である。また、営業、デザイン、現場管理等の人間の採用も困難である。(ディスプレイ) ● 当社の売上は、先月に続き前年比を特に大きく25%近く下回った。全体として、大きな大会等なく、非常に厳しいものであった。瀬戸内国際芸術祭も、急増する民泊施設との兼ね合いにより、厳しいものと推定している。いずれにせよ、今年は、厳しい予想である。(旅館)

1月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-31.3ポイントで前月調査の-20.8ポイントから10.5ポイントの悪化となった。収益DI値は-25.0ポイントで前月調査と同様の結果となった。景況DI値は-25.0ポイントで前月調査の-20.8ポイントから4.2ポイントの悪化となった。

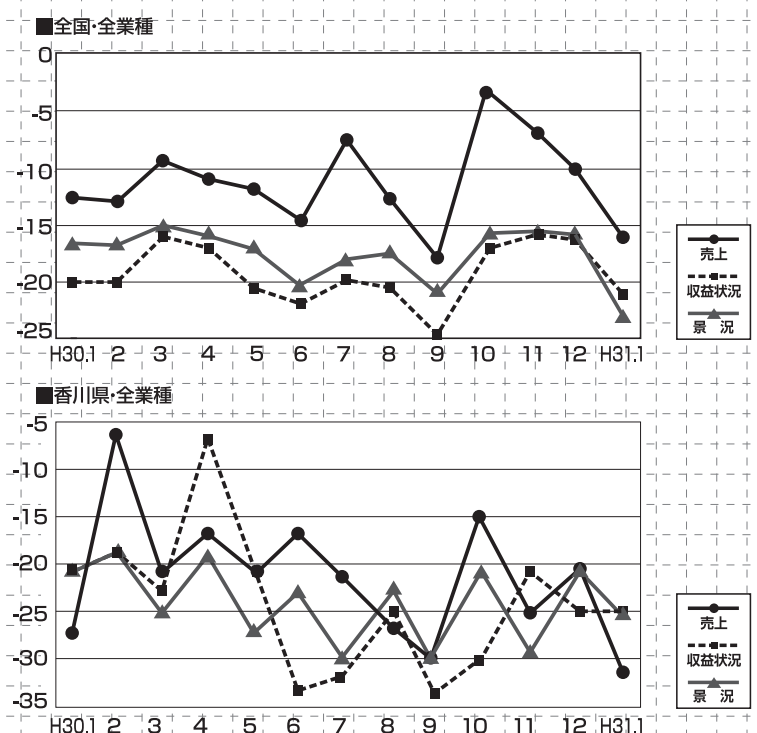
暖冬で季節商品の販売が低迷している。人手不足も慢性化している中、消費増税や働き方改革への対応を懸念する声も多く、中小企業の先行きは引き続き注視していく必要がある。

非製造業	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ●創業者向け融資相談は、相変わらず例年並みであります。最近の傾向として、小規模の借入で操業する店が増えていて、組合への新規加入店も従業員が1～2名が主となってきました。(美容)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方の景気は、一部明るさが見られるものの、タクシー業界は低迷しており、営業収入、輸送人員とも減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。また、乗務員不足が深刻化しており、輸送需要が集中する午前中や夕方時間帯など配車依頼に十分に対応できていない状況となり、お客様の待ち時間が長くなるケースとか、お断りするケースがある。(タクシー) ●平成30年12月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、1.9%増となり、対前月比では、4.6%増となった。また、12月分利用車両数の対前年同月比は、3.4%減となった。(トラック) ●資源エネルギー庁が1月30日に発表したガソリンスタンド等の軽油店頭現金価格週次調査によると、28日時点での軽油の全国平均価格は1ℓ当たり前週に比べ0.4円値上がりして124.0円(税込)となり13週ぶりの値上がり。値上がりは2018年10月下旬以来、3ヵ月ぶり、トラック運送業界の大半を占める中小業者は荷主との交渉力が弱いと運賃への転換が難しい。走行距離が伸びる年度末の輸送繁忙期に向けて燃料費が上がるのは痛手と回答した。日銀高松支店が1月17日に発表した昨年12月の金融経済概況で、県内の景気について「回復している」との判断を10ヵ月連続で維持した。正木一博支店長は、企業の生産動向や個人消費などに「大きな基調の変化は見られない」とした上で、米中貿易摩擦などを起因とする世界経済の減速懸念についても「現時点で県内経済に悪影響は及んでいない」との見方を示した。 <p>また、政府も1月29日、1月の月例経済報告で、国内景気は「緩やかに回復している」との判断を維持した。茂木敏充経済再生担当相は、2012年12月から続く景気拡大期間が今月で74ヵ月(6年2ヵ月)に達し「戦後最長になったとみられる」と記者会見で表明。「いざなぎ景気」とも呼ばれる02年2月～08年2月(73ヵ月)の記録を抜いたとの暫定的な見解を示した。活発な企業活動と海外経済が好景気をけん引したが、暮らしに実感は浸透していない。</p> <p>月例報告は関係閣僚会議で確認した現時点での政府見解である。実際に最長になったかは、約1年後に開く有識者会議の判断を基に正式に認定する。</p> <p>国土交通省は1月23日、法人向け引越し代金を過大に請求した大手運送会社の子会社に行政処分を出した。全国拠点の大半に当たる123営業所支店の関与を認めて車両使用停止処分とし、このうち責任者が絡んで意図的だった高松・高知・豊橋・周南支店は事業停止を加えた。会社には事業改善命令を出し、対策を2月25日までに報告するよう求めた。国土交通省は処分で「利用者の利便を阻害した」と批判し、少数ながら一部支店で個人の引越しでも過大請求があったと指摘した。処分は貨物自動車運送事業法に基づく。同社は荷物量をわざと多く見積もったり、荷物が少なく済んでも差額を修正しなかった。安全面だけでなく顧客との取引を巡る処分は異例という。事業停止は、支店長が氷増しを指示していた高知支店が1月28日から7日間、高松・豊橋・周南支店は3日間。車両は関係した各支店の1台について10日間使用停止を原則とし、運行面で問題のあった2ヵ所を含む4支店は20日間とした。改善命令では適切に見積もるための体制整備や従業員教育の徹底を求めた。同社は一連の処分に関して「万全の体制を確立し、サービス再開を目指す。深くおわびする」とコメントした。同社は既に引越しを中止中だが、4支店の事業停止中は、管轄エリアで家財運搬などサービスが利用できなくなる。(貨物)</p>

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品			
	繊維・同製品			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
	その他			
非製造業	卸売業			
	小売業			
	商店街			
	サービス業			
	建設業			
	運輸業			
	その他			

DI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧いただけます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

経営支援総合金融サービスのご案内

サービス概要

組合支援	生産性向上、事業再生、新事業進出等の様々な課題やニーズに対し、中小企業組合を起点とした情報提供や組合施設の再整備等への金融支援に積極的に取り組んでまいります。
事業承継支援	事業を承継されるお客さまに対し、株式取得資金をはじめとするあらゆる資金ニーズに対応いたします。また、専門家と連携した自社株対策や、オーナーが後継者に自社株を売却した際の資金運用手段のアドバイス、後継者がいない場合のM&Aのサポートも行います。
海外展開支援	商工中金は、4つの海外拠点を設置しているほか、海外の政府機関・金融機関と業務提携を行っています。海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面からお客さまの海外展開をサポートいたします。
M & A	企業の紹介から、企業価値の算定、諸条件の調整、最終履行までお手伝いいたします。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークを生かし、仕入先・販売先、技術・業務提携先など、お客さまの成長につながるビジネスパートナーをご紹介します。

なお、上記掲載は、サービスの一部ですので、詳しくは高松支店までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

株式会社商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町 1-3-8 TEL.087-821-6145 FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 融資制度のご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○新事業活動促進資金（経営強化関連）の概要（国民、中小）

融資対象者	中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円（運転資金は4,800万円） 【中小企業事業】7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
利率（年）	基準利率 ただし、設備資金（土地に係る資金は除く）については、①国民生活事業は7,200万円まで、②中小企業事業は2億7,000万円まで、それぞれ基準利率-0.9%

○HACCP資金（食品産業品質管理高度化促進資金）の概要（農林）

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者（協同組合等を含む）
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用（特別の費用等） （指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業）
融資限度額	事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額
ご返済期間 （うち据置期間）	10年超15年以内（3年以内）
利率（年）	ご融資額 2億7,000万円以下 0.16~0.25%（※） 2億7,000万円超 0.31~0.40%（H31.2.21現在） （※）資金使途により2億7,000万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社日本政策金融公庫 高松支店（URL：<http://www.jfc.go.jp>）

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

香川県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

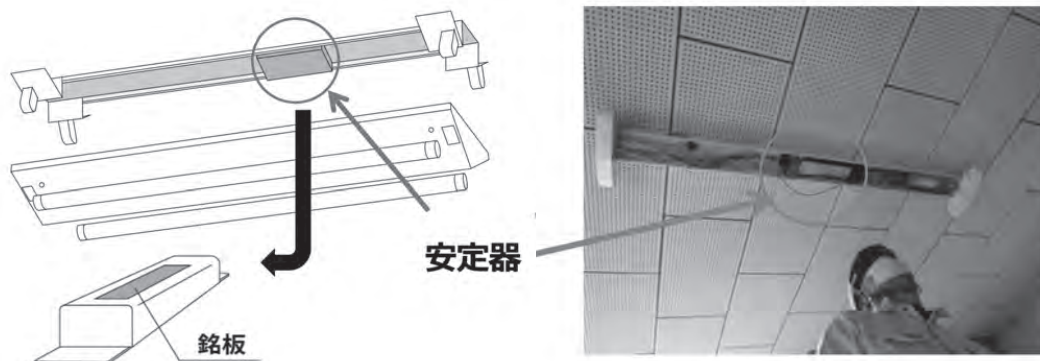
PCBが使われている安定器を探しています！

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は人体にとって有害な油で、PCBが使われた機器については、PCB特別措置法に基づき、届出や期限内の処理が義務付けられています。

昭和52年(1977年)3月以前に建てられた事業用の建物(工場、ビル、マンションなど)には、PCBが使われた安定器がある可能性があります。

PCBが使われている安定器をお持ちの方は、香川県や高松市への届出と、期限までの処理をお願いします。

PCBが使用されている安定器の処分期間は2021年3月31日まで



お問い合わせは……

香川県内(高松市を除く)の方 → 香川県環境森林部廃棄物対策課 TEL.087-832-3229

高松市内の方 → 高松市環境局環境指導課 TEL.087-839-2380

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の倒産から会社を守る制度です！

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の経営難をサポートします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(償還期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上**損金(法人)または必要経費(個人事業)**に
掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL:050-5541-7171(共済相談室)

経営セーフティ共済 検索

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	一切なりゆき ～樹木希林のこぼれ～	樹木希林	文藝春秋/864円
2	樹木希林120の遺言 死ぬときぐらい好きにさせてよ	樹木希林	宝島社/1,296円
3	医者が考案した「長生きみそ汁」	小林弘幸	アスコム/1,404円
4	FACTFULNESS 10の思い込みを乗り越え、 データを基に世界を正しく見る習慣	著:ハンス・ロスリング オーラ・ロスリング アンナ・ロスリング・ロンランド 訳:上杉周作、関美和	日経BP社/1,944円
5	妻のトリセツ	黒川伊保子	講談社/864円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011
FAX.087-851-1014

ご利用時間
9:00~17:00
（土・日・祝日は除く）

